

各市の条文の構成比較

	宍粟市	丹波市	姫路市	国立市
第1条	目的	目的	目的	目的
第2条	定義	定義	定義	用語の意味
第3条	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念
第4条	市の責務	市の責務	市の責務	市の責務
第5条	市民の責務	市民の責務	市民の責務	市民の責務
第6条	教育関係者の責務	事業者の責務	事業者の責務	教育関係者の責務
第7条	事業者の責務	市民団体の責務	市民団体の責務	事業者等の責務
第8条	市民団体の責務	教育関係者の責務	教育関係者の責務	禁止事項等
第9条	性別等による権利侵害の禁止	性別による権利侵害の禁止	性別による権利侵害の禁止	計画の策定
第10条	公衆に表示する情報に関する留意	公衆に表示する情報に関する留意	公衆に表示する情報に関する留意	広報啓発及び調査研究
第11条	男女共同参画計画	男女共同参画計画	姫路市男女共同参画プラン	積極的改善措置
第12条	施策の策定等に当たっての配慮	施策の策定等に当たっての配慮	施策の策定等に当たっての配慮	家庭生活と社会活動の調和
第13条	推進体制の整備	推進体制の整備	市民等の理解を深めるための措置	女性のエンパワーメント
第14条	附属機関等における構成員の男女の均衡	附属機関等における構成員の男女の均衡	附属機関等における構成員の男女の比率	活動及び教育における支援
第15条	市民等の理解を深めるための措置	市民等の理解を深めるための措置	情報収集等	防災施策における推進
第16条	市民等に対する支援	市民等に対する支援	市民等に対する支援	拠点施設の整備
第17条	苦情等への対応	ワーク・ライフ・バランスの推進	推進体制の整備	推進委員会
第18条	調査研究	男女共同参画に関する教育の推進	苦情等の申出への対応	苦情又は相談への対応
第19条	拠点施設	防災及び減災の分野における施策の推進	年次報告	委任
第20条	年次報告	ドメスティック・バイオレンスの防止等	拠点施設	
第21条	宍粟市男女共同参画審議会	苦情等への対応	姫路市男女共同参画審議会	
第22条		調査研究		
第23条		拠点施設		
第24条		年次報告		
第25条		丹波市男女共同参画審議会		